

## 6 中学校卒業者の講習科目について

中学校卒業者に対して、授業を補助するために行う「現代社会」、「化学」及び「保健」の講習（各科目35時間）について、中学校卒業者の受入れを促進及び負担を軽減する観点から、必要な課目及び時間数を限定することが可能であるか。

### 【現行制度】（詳細は別紙のとおり）

- ① 中学校卒業者等に入所を認める養成施設においては、学校教育法第56条に規定する者に該当しない生徒（講習対象生徒）に対して、講習を実施しなければならない。（平成10年通知）
- ② 講習は、講習対象生徒に対し、理容師養成施設又は美容師養成施設における教科課程の学習を補助するために実施し、講習課目及び各課目ごとの授業時間の標準は、「現代社会 35時間」、「化学 35時間」、「保健 35時間」とする。（平成10年通知）

### 【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P 53、P 122〕

- ① 必要のない課目
  - ア 「必要のない課目がある」17件（7.3%）、「不必要な課目はない」172件（74.1%）
  - イ 「必要のない課目がある」17件のうち、「現代社会」17件（100.0%）、「化学」13件（76.5%）、「保健」11件（64.7%）
- ② 時間の長い課目
  - ア 「長い課目がある」15件（6.5%）、「長い課目はない」146件（62.9%）
  - イ 「長い課目がある」15件のうち、「現代社会」11件（73.3%）、「化学」13件（86.7%）、「保健」14件（93.3%）
- ③ 通信授業による実施は、「昼間課程」101件（66.0%）、「夜間課程」10件（58.8%）

### 【ポイント】

平成7年法改正の趣旨を踏まえて、中卒者に対する講習をどのように見直すか（教科課程又は時間）。

### 【検討の方向】

以下の方向で検討を進めてはどうか。

- ① 各科目35時間を課目の内容に応じて短縮する。
- ② 生徒の過重な負担とならない程度に、養成施設が必要と考える課目及び時間数を追加することができる。

### 【参考】

- ① 受験資格（昭和22、32年法）
  - ア 理容師試験及び美容師試験は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定した理容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。
  - イ 当分の間、学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であつて、厚生労働省令で定める要件に該当し、かつ、新理容師法第3条第3項又は新美容師法第4条第3項の規定により理容師又は美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものは、新理容師法第3条第3項又は新美容師法第4条第3項の規定にかかわらず、新理容師法又は新美容師法の規定による理容師試験又は美容師試験を受けることができる。
- ② 厚生労働大臣が別に定める要件（平成10年省令）  
厚生労働大臣が別に定める講習の課程を修了した者

③ 専修学校設

ア 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

イ 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る教育を行うものとする。〈学校教育法〉

### (第3-6 中学校卒業者の講習)

#### 中学校卒業者に対する講習について

##### 1 目的

講習は、講習対象生徒に対し、理容師養成施設又は美容師養成施設における教科課目の学習を補助するために実施する。

##### 2 講習課目及び内容

| 課目   | 時間数   | 内 容  |
|------|-------|--|
| 現代社会 | 35時間  | 人間の尊重と科学的な探求の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題に対する判断力の基礎を培うとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。<br>-----<br>○現代社会における人間と文化<br>○現代の政治・経済と人間 |
| 化 学  | 35時間  | 日常生活と関係の深い化学的な事物・現象に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、化学的な事物・現象や化学の応用について理解させる。<br>-----<br>○自然界の物質とその変化      ○日常生活の化学<br>○身近な素材、身の回りの物質の構造   |
| 保 健  | 35時間  | 個人及び集団の生活における健康・安全について理解を深めさせ、個人及び集団の健康を高める能力と態度を育てる。<br>-----<br>○現代社会と健康      ○環境と健康      ○生涯を通じる健康<br>○集団の健康  |
| 合 計  | 105時間 |  |

##### 3 講習の方法

- (1) 講習は、理容師養成施設又は美容師養成施設における教科課目の学習との関連を考慮し、計画的に行う。
- (2) 講習は、原則として各養成課程ごとに設ける。ただし、講習対象生徒の負担等を勘案し、当該養成施設における他の養成課程の講習の履修を認めることができる。
- (3) 講習は、各養成施設において、講習対象生徒の負担等を勘案し、適当と認められるときは、通信授業及び添削指導により行うことができる。この場合においては、「通信課程における授業方法等の基準」等に定めるもののほか、次によるものとする。  
ア 教材は、別添「理容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習課目の内容の基準」に従って構成されるものであること。  
イ 添削による指導は、それぞれの講習課目について3回以上行うこと。

##### 4 課程修了の認定

- (1) 養成施設においては、講習対象生徒が当該養成施設が定める所定の講習課目及び所定の授業時間を履修し、その成果が講習課目の指導目標からみて満足できると認められる場合には、課程の修了を認定しなければならない。
- (2) 養成施設の長は、講習の課程を修了していない講習対象生徒に対しては、卒業証書を授与してはならない。

## 規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）～抜粋～

政府は、これまで、4次にわたる規制改革の推進のための政府計画を策定し、これを強力に推進することにより、行政の各般の分野について、概ね7,000項目の規制改革を実施してきた。このように、規制改革は着実に進みつつあるものの、依然多くの取り組むべき課題が残っており、改革はなお途上にある。

規制改革は、引き続き、構造改革の重要な柱であり、岩盤のごとき困難な課題に強力かつ着実に取り組むべく、平成19年1月には、総理の諮問機関として民間人主体の「規制改革会議」を設置するとともに、政府にも全閣僚から構成される「規制改革推進本部」を設置し、政治的リーダーシップの下、規制改革推進のための体制を改めて整備した。

本推進体制の下、規制改革を国民本位の改革として、一層強力かつ着実に推進するため、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日規制改革・民間開放推進会議）及び「規制改革推進のための第1次答申」（平成19年5月30日規制改革会議）の「具体的施策」を踏まえ、下記のとおり規制改革推進のための3か年計画を定める。

### 15 雇用・就労

#### （1）理容師及び美容師資格の中卒者の取得要件の見直し【平成19年末までに結論】

理容師及び美容師の資格制度においては、近年の科学技術の進歩、生活文化の向上、消費者ニーズの高度化等に伴い、高度な技術と更なる衛生水準の維持向上が要請されていることにかんがみ、理容師及び美容師の資質の向上を図るものとして、平成7年の理容師法及び美容師法の改正により、受験資格について高等学校卒業を要件としたところである。同改正においては、中学校卒業者の就業機会が狭められることのないよう、改正附則において、中学校卒業であって、厚生労働省令に定める要件に該当する者にあつては、当分の間、受験資格を認めることとされている。

同改正は平成10年に施行され、新たな試験が平成12年に実施されてから7年が経過していることから、中学校卒業者に対して、厚生労働省令に定める講習課程について、法改正の趣旨を踏まえて、その課程を必要なものに限定する観点から見直しを検討する。（Ⅲ雇用エ①a）

また、理容師及び美容師資格については、現在でも中学校卒業者が取得可能資格であることについて、資格取得による再チャレンジを促進する観点から、これを周知する。（Ⅲ雇用エ①b）

## 7 学習指導内容の具体化及び教科書の見直しについて

教科課目のうち、

- ① 特に「保健」又は「物理・化学」については、その学習内容が高度なものを求めすぎているとの意見があることから、理容又は美容の業務と特に関連の深い事項に限定する
  - ② 実習のカット等については、教科課程の基準に「カットティング」としか規定されておらず、教科書の内容として、どの程度理解させればよいか明瞭でない
  - ③ 理容師及び美容師が行うエステについて、その業務内容を明確にした上で、適切な教授を行う
- 等、その達成すべき知識及び技能の程度を具体的に示した学習指導要領（教科課程の基準）を定めるとともに、学習指導要領に基づいた教科書とする必要があるのではないか。

### 【現行制度】

- ① 教科書の使用について  
各教科課目については、実施方針、内容及び学習指導上の留意事項を規定しているが、どの教科書を使用しなければならないか等の規定はない。
- ② 教科課目の内容について 別紙のとおり
- ③ エステティック  
必修科目の「技術理論」及び「実習」において、「美顔術」を教授しており、エステティック技術は、養成施設が独自に設定する選択必修科目として例示している。〈平成10年通知〉

### 【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P61、P129〕

- ① 社団法人日本理容美容教育センターが作成した教科書の使用状況  
ア 全体の71.5%が使用し、「必修科目」92.6%、「選択必修科目」50.4%  
ウ 課程別では、「昼間課程」60.1%、「夜間課程」56.9%、「通信課程」88.9%
- ② 教科書の内容  
ア 「適当」184件 (53.5%)、「範囲が広すぎる」123件 (35.8%)、「難しすぎる」85件 (24.7%)、「やさしすぎる」6件 (1.7%)  
イ 「見直す必要がある」121件 (34.1%)、「見直す必要はない」は114件 (32.1%)、「どちらとも言えない」109件 (30.7%)  
ウ 「見直す必要がある」121件のうち、「わかりやすく簡単に」が20件 (16.5%)、「広範囲すぎる」が16件 (13.2%)

### 【検討の方向】

以下の方向で検討を進めてはどうか。

- ① 「①教科書の内容」及び「②カットティング等の理解させるべき内容」について  
(社)日本理容美容教育センターで作成する教科書について、  
ア 理容又は美容の業に関連の深い事項を中心に、  
イ 理容又は美容の業に附随する事項は、理容又は美容の業に関連付けた内容とする  
ウ 達成すべき知識及び技能の程度を具体的に示す  
等、その教科課程の基準について、関係者の意見を聞きつつ見直しを行う。
- ② 「③理容師又は美容師が行うエステティック」について  
現行の教科課程の基準においても、美容師以外の者が行うことができる「着付け」等の課目もあることから、選択必修課目での実施状況を踏まえ、関係法令の枠組みを踏まえつつ、必修科目の実習で教授することを検討する。

【参考】

① 改正前の養成施設におけるエステティック

既に廃止された、昭和38年通知の美容師養成施設の教科課程の基準において、「美容理論及び実習」の内容として、全身美容が位置付けられ、

ア 全身美容技術の基礎知識として、その目的、種類、特徴などを知らせる。

イ マッサージによる全身美容の技術について学ばせる。

とされていた。

(第3-7 学習指導内容の具体化と教科書の見直し)

必修科目の内容 (教科課目の基準 (平成10通知))

|                |   |
|----------------|---|
| <p>関係法規・制度</p> | <p>1 衛生行政<br/>                 (1) 社会生活のなかでの法律、政治、行政の役割、機能など衛生法規を学ぶために必要な基礎的事項について理解させる。<br/>                 (2) わが国の行政の仕組み、国の行政と地方の行政との関係などについて理解させる。<br/>                 (3) 衛生行政とはどのような行政か、衛生行政の目標、衛生行政の種類など衛生行政の意義について知らせる。<br/>                 (4) 衛生行政を行う行政機関について述べ、特に理容業と関係の深い保健所について、その任務や活動及び組織を理解させる。</p> <hr/> <p>2 理容師法・美容師法<br/>                 (1) 理容師法・美容師法がどのような沿革を経て現在の姿になったかを知らせ、これらの法律の目的と意義について理解させる。<br/>                 (2) 理容・美容に関する用語が法律でどのように定義されているかを理解させる。<br/>                 (3) 理容師・美容師について、その意義、免許制度、免許手続、免許の欠格要件、免許の登録などを理解させる。<br/>                 (4) 理容師・美容師試験について、その意義、試験の内容及び受験の手続を理解させる。<br/>                 (5) 養成施設について、その課程、教科課目などを知らせる。<br/>                 (6) 理容師・美容師の業務上の遵守事項、業務を行う場所などに関する法律の規定について理解させる。特に、理容師・美容師の講じるべき衛生措置について、その意義と内容を十分に理解させることにより、公衆衛生における理容師・美容師の職責を自覚させる。<br/>                 (7) 理容所・美容所の開設などの届出、施設の検査確認、理容所・美容所について講じなければならない衛生措置など理容所・美容所に関する規制の内容を十分に理解させる。<br/>                 (8) 理容師・美容所の免許取消、業務停止について、その内容を理解させる。<br/>                 (9) 理容所・美容所の閉鎖命令について、その内容を理解させる。<br/>                 (10) 理容師法・美容師法の罰則について、その内容を理解させる。</p> <hr/> <p>3 その他の関係法規<br/>                 理容師法・美容師法以外に理容・美容に関係のある法律にはどのようなものがあるかを述べ、そのうち、特に密接な関係のあるものについては、その目的と内容のあらましを知らせる。なかでも、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律及び消費者保護関連法規については、その意義と内容を十分に理解させるように配慮する。</p> |
| <p>衛生管理</p>    | <p>1 公衆衛生概説<br/>                 (1) 公衆衛生の意義について理解させるとともに、公衆衛生が日常生活あるいは理容業又は美容業とどのように結びつくか、公衆衛生の発展向上のために理容師又は美容師として何をなすべきかを理解させる。<br/>                 (2) 公衆衛生の発展の歴史を概観し、公衆衛生の思想がどのように発展してきたかを知らせる。<br/>                 (3) 公衆衛生は、対人的な予防衛生と対物的な環境衛生とに大別されることを知らせ、さらに環境衛生が健康で文化的な生活の基盤をなすものであることを理解させる。<br/>                 (4) 保健所の機能、組織、業務などについて知らせ、保健所が地域の保健衛生行政において、中核的存在であること及び理容業と保健所とは密接な関係があることを理解させる。</p> <hr/> <p>2 感染症<br/>                 (1) 理容・美容の業務を行ううえで、どのような感染症に注意すべきかを具体的に示すとともに、その予防対策について系統的に理解させる。<br/>                 (2) 理容所・美容所における衛生措置、特に消毒の意義について、感染症対策と関連づけて理解させる。</p> <hr/> <p>3 環境衛生<br/>                 (1) 環境衛生の意義と内容を理解させるとともに、理容所・美容所において特に注意しなければならない点について理解させる。</p>  |

|       |   |
|-------|---|
| 衛生管理  | <p>(2) 理容所・美容所における環境衛生、特に採光、照明、換気、床などの構造設備、衣服の衛生について理解させる。</p> <p>(3) 理容所・美容所における廃棄物処理、環境保全対策について理解させる。</p> <hr/> <p>4 衛生管理技術</p> <p>(1) 理容所・美容所における衛生管理、特に消毒の意義と目的について理解させる。</p> <p>(2) 消毒方法の種類、原理、特徴について具体的に説明する。</p> <p>(3) 理容・美容器具などの対象物の材質、構造などに応じた適切な消毒方法の選択と適正な実施方法について学ばせる。</p> <p>(4) 理容所・美容所において用いられている代表的な消毒方法について、正しい操作方法を確実に身につけさせる。</p>   |
| 保健    | <p>1 人体の構造及び機能</p> <p>(1) 人体の構造と機能に関する基本的事項について理解させる。</p> <p>(2) 骨格、筋肉、各種臓器の種類、構造、機能について理解させる。</p> <p>(3) 人体の調整機能(神経、内分泌、免疫)のしくみについて理解させる。</p> <p>(4) 人体の構造、機能と疾病との関連について理解させる。</p> <hr/> <p>2 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能</p> <p>(1) 皮膚、皮膚付属器官(毛髪、爪、脂せん、汗せんなど)の構造について理解させる。</p> <p>(2) 皮膚の生理的作用について理解させるとともに、これらの作用と理容・美容との関係について学ばせる。</p> <p>(3) 毛髪、爪の生理的意義と特性について、理容・美容技術との関連に配慮しつつ理解させる。</p> <p>3 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生</p> <p>(1) 皮膚、皮膚付属器官の状態に影響を与える因子にはどのようなものがあるか知らせる。</p> <p>(2) 皮膚、皮膚付属器官を健康に保つための方法について述べ、理容・美容の施術を安全かつ効果的に行うために注意すべき事項について学ばせる。特に、毛髪の保健衛生については、理容・美容技術の基礎であることから、重点をおいて学ばせる。</p> <p>4 皮膚及び皮膚付属器官の疾患</p> <p>(1) 主な皮膚、皮膚付属器官の疾患の種類、原因、症状、予防・治療法について、理容・美容の施術と関連づけながら理解させる。</p> <p>(2) 香粧品によるかぶれについて、その発生機序と予防法との概略を述べ、理容・美容の業務において注意すべき点は何かを学ばせる。</p> |
| 物理・化学 | <p>1 理容・美容の物理</p> <p>(1) 熱伝導、光、電磁気など物理の基本原則について、理容・美容技術の実例に則して理解させる。</p> <p>(2) 理容・美容で使用する主な機械器具の構造、原理、機能、操作方法について、物理の基本事項を学ばせる。</p> <p>(3) 刃物、はさみの材料として使用される金属の物性などについて学ばせる。</p> <p>(4) 理容・美容で使用する主な機械器具の使用上の注意、保守管理の方法について理解させる。</p> <hr/> <p>2 香粧品の化学</p> <p>(1) 物質の相変化、溶液、酸アルカリ、酸化還元反応など化学の基本原則について、理容・美容技術の実例に即して理解させる。</p> <p>(2) 化学薬品の取扱、溶液の調整法など化学の基本操作を身につけさせる。</p> <p>(3) 石けん、洗剤、化粧水、ヘアシャンプー、ヘアリンス、整髪料、養毛剤、染毛剤、除毛剤、パーマ液など理容・美容において使用される主な香粧品の種類、使用目的、成分、作用原理、使用上の注意について理解させる</p>  |
| 文化論   | <p>1 理容・美容文化史</p> <p>(1) わが国における理容・美容ファッションの変遷について知らせる。</p> <p>(2) 海外における理容・美容ファッションの変遷について知らせる。</p>  |



|      |   |
|------|---|
| 文化論  | <p>(3) 流行を追う心理、流行が社会に及ぼす影響、流行が理容業・美容業において占める意義と役割について知らせる。</p> <hr/> <p>2 理容・美容デザイン</p> <p>(1) 造形の原理、造形と心理、理容・美容における造形の意義と応用などについて学ばせる。</p> <p>(2) 色彩の原理、色彩と心理、理容・美容における色彩の意義と応用などについて学ばせる。</p> <hr/> <p>3 服飾</p> <p>(1) 服飾の原理、理容・美容における服飾の意義などについて理解させる。</p> <p>(2) 服飾の歴史のあらまし、衣服の種類、衣服に関するエチケットなどについて学ばせる。</p>  |
| 技術理論 | <p>1 器具の取扱い</p> <p>(1) 人間の手と器具の働き、理容・美容器具の種類と特徴などについて理解させる。</p> <p>(2) クリッパー、はさみ、くし、レーザー、日本かみそり及びアイロン〈理容〉、コーム、ヘアブラシ、レーザー及びヘアアイロン〈美容〉について、その種類、各部の名称、使用目的、形態と機能、選定法、研磨法、基本的操作法、手入れ法などを学ばせる。</p> <p>(3) ヘアスチーマー〈美容〉、ヘアドライヤー、ブラシ、被布及び布片類について、その種類、使用目的、形態と機能、手入れ法などを知らせる。</p> <p>(4) 器具の材質、形態に応じた消毒法について、具体的に理解させるとともに、その正確な実施方法、注意事項を身につけさせる。</p> <p>(5) 理容・美容に用いられるその他の電気器具類、備品類、容器類などについて、その種類、各部の名称、使用目的、形態と機能、選定法、基本的操作法、使用上の注意などを学ばせる。</p> <p>2 基礎技術</p> <p>(1) 理容・美容技術の意義を学ばせ、技術を行う場合の心得を知らせる。</p> <p>(2) 理容・美容技術に必要な人体各部の名称を知らせる。</p> <p>(3) 理容・美容技術を行う場合の技術者の位置と姿勢、身体の機能その他理容技術・美容技術を行う場合に考慮しなければならない基礎知識を知らせる。</p> <hr/> <p>3 頭部技術</p> <p>(1) 理容<br/> カッティング、シャンプー技術、頭部処置技術、アイロン技術などの基本的な頭部技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせる。</p> <p>(2) 美容<br/> スカルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリンス技術、ヘアカッティング、パーマネント・ウェービング、ヘアセッティング、マーセル・ウェービングなどの基本的な頭部技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせる。</p> <hr/> <p>4 顔面技術〈理容〉<br/> シェービング、その他の基本的な顔面処理技術の目的、種類、特徴、技術上の注意点などについて学ばせる。</p> <hr/> <p>5 特殊技術</p> <p>(1) 理容<br/> 美顔術、織毛技術などの理容の特殊技術の目的、種類、技術上の注意点などについて学ばせる。</p> <p>(2) 美容<br/> ヘア・カラーリング、美顔術、化粧、マニキュア、ペディキュアなどの美容の特殊技術の目的、種類、技術上の注意点などについて学ばせる。</p> <hr/> <p>6 和装技術〈美容〉</p> <p>(1) 日本髪の基本知識、技術の実際について学ばせる。</p> <p>(2) かつらの種類、あわせ方、かぶせ方について学ばせる。</p> <p>(3) 和装に関する一般知識、着付け技術について学ばせる。</p> |

|          |  |
|----------|--|
| 運営<br>管理 | 1 経営戦略<br>経営戦略の基本的理論について、理容業・美容業における実例を交えて理解させる。   |
|          | 2 経営管理<br>(1) 経営管理の基本的理論について、理容業・美容業における実例を交えて理解させる。<br>(2) 理容所・美容所の経営に必要な経理事務に関する基本的事項を学ばせる。  |
|          | 3 労務管理<br>労務管理の基本的理論について、理容業・美容業における実例を交えて理解させる。   |
|          | 4 接客法<br>(1) 社会生活におけるエチケットの必要性、職場など社会生活の各部門におけるエチケットなどについて理解させる。<br>(2) 理容業・美容業における接客の意義と技術について具体的事例をあげながら学ばせる。<br>(3) 苦情処理など消費者対応の基本的事項について、理容業・美容業における実例を交えて学ばせる。                                  |
| 実習       | 1 器具の取扱実習<br>(1) 理容器具・美容用具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身につけさせる。<br>(2) 用途に適した理容器具・美容用具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身につけさせる。  |
|          | 2 基礎技術実習<br>(1) 理容技術・美容技術を行う場合の位置、姿勢など理容技術・美容技術を行う場合に必要な基本動作を身につけさせる。<br>(2) 施設の清掃、消毒など理容所・美容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身につけさせる。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣づけさせることが必要である。               |
|          | 3 頭部技術実習<br>(1) カットイング、シャンプー技術、頭部処置技術、アイロン技術（理容）、スキャルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリンス技術、ヘアカットイング、パーマメント・ウェービング、ヘアセッティング、マーセル・ウェービング（美容）などの基本的な頭部技術を確実に身につけさせる。<br>(2) この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身につけさせる。 |
|          | 4 顔面技術実習（理容）<br>(1) シェービング、その他の基本的な顔面処理技術を確実に身につけさせる。<br>(2) この際、かみそりなどの器具は毎回必ず消毒することを身につけさせる。   |
|          | 5 特殊技術実習<br>(1) 理容<br>美顔術、染毛技術など理容の特殊技術を身につけさせる。<br>(2) 美容<br>ヘア・カラーリング、美顔術、化粧、マニキュア、ペディキュアなどの美容の特殊技術を身につけさせる。   |
|          | 6 総合実習<br>頭部、顔面、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた理容技術・美容技術を完成させるため、総合的な技術を身につけさせる。  |